

陸羽東線の利活用促進に関する地域懇談会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大崎市陸羽東線再構築検討会議設置規程（令和4年大崎市訓令甲第14号）に定める検討会議，庁内関係課会議における協議検討を補完するため，地域づくり委員会，商工団体，観光団体及び教育関係団体から意見を聴く陸羽東線の利活用促進に関する地域懇談会（以下「地域懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域懇談会は，古川地域，岩出山地域及び鳴子温泉地域のそれぞれの地域に設置し，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 陸羽東線の利活用促進に関し，意見を述べること。
- (2) 地域活性化に関し，意見を述べること。
- (3) 地域間相互において調整を要すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，その他陸羽東線の利活用促進の重要な事項に関すること。

(構成)

第3条 地域懇談会は，地域づくり委員会，商工団体，観光団体又は教育関係団体の代表若しくはそれらの団体から推薦された者をもって構成する。

(庶務)

第4条 地域懇談会の庶務は，古川地域にあつては市民協働推進部まちづくり推進課，岩出山地域にあつては岩出山総合支所地域振興課，鳴子温泉地域にあつては鳴子総合支所地域振興課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか，地域懇談会に関し必要な事項は，

市民協働推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。